○厚生労働省告示第二百七十九号

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、狂犬病予防法施行規則第五条第一項第二号ハ及び第十二条第三項第二号ハの規定に基づき、厚生労働大臣が定める都道府県名を特定できる文字、数字等（平成二十年厚生労働省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

表神奈川県の項を次のように改める。

神奈川県	KN	14	

表京都府の項を次のように改める。

京都府	KY	26	

表広島県の項及び山口県の項を次のように改める。

広島県	HS	34	
山口県	YA	35	

表長崎県の項を次のように改める。

長崎県	NS	42	

○農林水産省告示第千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　保安林の所在場所　富山県氷見市白川字池谷内一九四、二七六、二七八、二九一、字上口四一六五、四一六六、四一七六、字古屋三七二、三七三、日名田字寺尾五の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　富山県氷見市十二町字高塚二四、二六

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　山口県岩国市錦町宇佐郷字年号一七九、字向井二四〇、二四一、字砂畠二〇六三、美川町四馬神字市井原一一八七、字小杉谷一二一八、一二二〇の二、一二二二、一二二五、一二二六の一、一二三〇の二、字萩原一二三二の一、一二三三の二、一二三三の一、一二三三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向井二四一・字砂畠二〇六三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　富山県南砺市人母字横道五四（次の図に示す部分に限る。）、字金沢二の一、四の一、五の二、一〇の一、一一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）